

ID: 623

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	被保険者に対する不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第65条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第65条第1項の規定による。 (不正利得の徴収等) 第65条 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日